

HEM-Net ドクターヘリ支援事業助成金交付要綱

2010年4月1日制定

1 目的

この要綱は、救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）を用いた救急医療の全国的な確保を図るため、認定 NPO 法人救急ヘリ病院ネットワーク(以下「HEM-Net」という。)が、病院の開設者に対して、ドクターヘリ支援事業に要する費用について助成金を交付するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 助成金交付対象者

病院開設者

3 助成金交付対象事業

- (1) 医師・看護師等研修事業
- (2) 調査・研究事業
- (3) 運航円滑化・高度化事業

4 助成金の額

上記3に規定する各助成対象事業に係る助成金の交付額は別途事業ごとに定める。

5 交付申請手続

上記3に規定する助成対象事業に係る助成金の交付を受けようとする者は、別途定める申請書に添付すべき書類を添えて、所定の期日までに HEM-Net 理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

6 交付決定

理事長は、上記5の申請に関し、別途定めるところにより「ドクターヘリ支援事業審議会」に諮り、助成金を交付するものと決定したときは、申請者に通知するものとする。

7 実績報告

上記6による決定を受けた者は、事業終了後速やかに、報告書に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

8 助成金の交付

助成金は、原則として助成金交付事業の開始時に助成金交付額の半分を交付し、その終了後に残りの半分を交付するものとする。但し、上記3（1）医師・看護師等研修事

業については、別途定めるところによるものとする。

9 助成金の返還等

理事長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を変更し、取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業が計画どおり実施されなかったとき
- (2) 事業の実施に不適切な点が認められたとき

10 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。